

島本町新体育館等整備基本計画策定業務仕様書

1 名 称 島本町新体育館等整備基本計画策定業務

2 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 目 的

水無瀬川緑地公園敷地内に、町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートを移転整備するため、事業実施に向けた「島本町新体育館等整備基本計画」を策定する。

4 委託業務内容

「島本町新体育館等整備基本計画」の策定に係る業務全般を行う。その他、業務の細目については、次のとおりとする。

(1) 現状の整理

現体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートの現状について、把握、整理するとともに、上位・関連計画の整理を行う。

(2) 住民ニーズの把握・整理

ア 現体育館等の利用状況や課題、施設整備におけるニーズ等の把握するためのアンケート調査を行い、ニーズの把握、整理を行う。

イ 現体育館の主な利用団体の課題や要望についてヒアリングを行い、ニーズの把握、整理を行う。

(3) 基本条件の整理

ア (1)及び(2)の結果を踏まえ、施設整備に係るコンセプト及び基本的な方針について整理を行う。

イ 整備予定地について、現状や周辺環境などの整理を行うとともに、面積、法的制約条件等の敷地条件について整理を行う。

(4) 施設計画の検討

ア 新体育館、屋内プール、テニスコート及び施設利用者の駐車場の整備について、想定される大まかな施設内容（機能・諸室等）及び規模等の計画条件を設定する。また、建物内のゾーニングの考え方及び建物内外の動線計画についても検討する。

イ 災害時の利用及び環境への配慮やユニバーサルデザインの推進を踏まえた、構造及び設備計画に係る基本的な考え方を検討する。

ウ 整備予定地における概略の施設配置・平面計画等のモデルプランを複数案作成する。

エ 鳥瞰、外観、内観のイメージパースを作成する。

(5) 事業収支の概略検討

ア 施設計画を基に、概算事業費（イニシャル、ランニング）を算出する。

イ 施設整備に関して、補助金等の有無や資金調達メニュー等を検討し整備費用確保の基本的な考え方を検討する。

ウ 本町の財政負担を考慮した、事業の年度別概算事業費及び財源計画を検討する。

(6) 事業手法の検討

ア 施設計画を踏まえ、事業手法や事業スキーム（事業方式・範囲・期間等）の概要を整理するとともに、PPP手法の導入に係る事業収支などの簡易VFM算定を行う。

イ PPP手法の場合の参画意向や事業スキームへの意見把握のため、数社の民間事業者への簡易ヒアリングを実施し、結果の取りまとめを行うとともに、簡易VFMの検討結果と併せて、導入が想定される事業手法の比較、整理を行う。

(7) 今後の進め方・スケジュール

想定される事業手法に基づく今後の事業スケジュールの検討及び検討の進め方について整理を行う。

(8) 庁内検討会議・策定委員会の運営支援

庁内検討会議及び策定委員会の開催にあたって、資料作成、会議への出席、議事録の作成等、必要な支援を行う。（それぞれ4回程度を想定。）

また、必要に応じて、学識者や関係機関との事前調整への同席を行う。

(9) 住民向け情報発信の支援等

本業務で実施した住民アンケートの結果や基本計画の結果概要など、住民向けの適時の情報発信に係る資料作成等の支援を行う。

(10) パブリックコメントの支援

計画素案へのパブリックコメントを実施するため、公表資料の作成、意見の整理、町の考え方の素案作成、計画素案への反映の検討などを支援する。

(11) 基本計画の最終とりまとめ・印刷

整備基本計画の策定・公表に向けた最終の取りまとめを行い、表紙等のデザインを整え印刷を行う。

5 成果品

- ・基本計画（全体版） 100部（製本）
- ・基本計画（概要版） 100部（パンフ形式）
- ・報告書（基本計画の作成資料）1部（ファイル綴じ）
- ・電子データ（CD-R等） 1部

6 支払い

完了払い

7 その他

(1) 業務の実施

受注者は、本業務に先立ち工程表を作成し、発注者に提出すること。また、業務の適切で円滑な進捗を図るために、発注者と常に密接に連絡を取り、業務の進捗状況報告等の発注者の必要な要請や連絡事項には速やかに答えることとする。また、その内容をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。

(2) 検査及び引き渡し

受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、発注者の完了検査を受けた上で、成果品を納入しなければならない。検査の結果、修正が必要な場合は、速やかに発注者の指示に従い実施するものとし、それに係る費用は受注者の負担とする。

(3) 権利の帰属

成果品その他、本業務にかかる著作権及び著作権等一切の権利については、すべて発注者に帰属するものとする。

(4) 個人情報の保護及び適正管理

受注者は、本業務を行うに際して、次の事項に留意し、適正な個人情報の管理を行うこととする。

ア 本業務で知り得た事項については守秘義務を負い、他に漏らしてはならない。

イ 本業務完了後、速やかにデータの破棄を行わなければならない。

ウ 個人情報の取扱いについては、「島本町個人情報の保護に関する法律施行条例及び島本町情報公開条例」を遵守することとする。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、発注者と受注者は速やかに協議を行い、これを定めることとする。